

# 事務所だより



謹んで新年のお慶びを申し上げます

写真：連合通信



第60号

発行

黒崎合同法律事務所

北九州市八幡西区黒崎三ー七アースコート黒崎駅前BLDG. 4F  
電話 ■ 093(642)2868 ・ FAX ■ 093(642)2856

総選挙の結果、自民党の議席を減らすことは出来ませんでした。参議院選挙では野党共闘が成立し、総選挙に向けても市民と野党との共闘が進んで関係が進んでいたのに、前原氏の裏切りにより、民進党が分裂し、残念な結果となりました。

しかし自民党の比例代表の得票率は33%、有権者比得票率17%で、多くの国民が自民党を支持しているわけではありません。61%の議席を得たのは小選挙区制だからです。一日も早く小選挙区制を廃止させなければなりません。

立憲民主党が野党第一党となり、市民と野党の共闘勢力は38議席から69議席と大きく議席を増やしました。今後の活動に期待したいと思えます。皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします。

二〇一八年 元旦

- |          |     |    |    |
|----------|-----|----|----|
|          | 弁護士 | 安部 | 千春 |
|          | 弁護士 | 田邊 | 匡彦 |
|          | 弁護士 | 横光 | 幸雄 |
|          | 弁護士 | 東  | 敦子 |
|          | 弁護士 | 溝口 | 史子 |
|          | 弁護士 | 平山 | 博久 |
|          | 弁護士 | 朝隈 | 朱絵 |
| 事務局長     | 原田  | 祥昌 |    |
| 外 事務局員一同 |     |    |    |

## 登山



弁護士 安部 千春

## 四八歳で北アルプスへ

四八になつた時、五〇歳までに何かやり残したことはないかと考えた。二六歳で弁護士になつて仕事、仕事の毎日だった。そう言えば若い頃に上高地に行った時に、穂高に登って見たいと思つた。五〇歳で穂高に登ろうと決意した。勤労者山岳会などの入つて低い山に登り、訓練が必要と思つたが、私にはその時間がない。北アルプスに登つた弁護士に聞くと北アルプスはルートがはっきりしているので九重に登る体力があれば大丈夫とのことであつた。

## つばくろ岳

そこで平成4年7月、一人でつばくろ岳から槍ヶ岳をめざすコースに挑戦した。このコースはアルプス銀座といわれ、人がたくさん登っているのに遭難の危険はないと思つたからである。しかしアルプス銀座といつても登山客はまばらである。九重に登ると人がいっぱい、それなりの有名人である私は「やあ、先生」と声をかけられる。大山に登つた時は頂上で知り合いにコーヒを飲ませてもらった。

人が少ないので下りてくる登山客に、これはつばくろ岳に登る道か何度も尋ねて登つた。つばくろ岳の頂上に着くと中学生がたくさんいて「ヤッホー」と山に向かって叫んでいるが、こだまが帰つて来ない。「何で？」と不思議そうにしている。私が「そこに山があるように見えるが、深い谷をはさんで山があるので距離があるために返つて来ないので」と偉そうに解説をした。

つばくろ岳にはアルプスの女王といわれるコマクサがたくさん咲いていて、私ははじめてコマクサを見た。

## 槍ヶ岳

つばくろ岳を出発し槍ヶ岳に向かう。途中、東鎌尾根を通過する。私はそもそも平衡感覚が悪い。中学校の障害物競争では平均台を走らなければならぬが、私はすぐに落ちる。

二、三回落ちると後の組が来るので「安部、もういいから行け。」と先生が許してくれた。

この切り立った尾根を前にどうしようと思つた。落ちたら、まず命はない。しかしここで引き返すわけにはいかない。やむなく四つん這いになって少しづつ進んで東鎌尾根に登り切つた。

いよいよ槍ヶ岳の山頂近くまで登りついたところでガスが出てきて、一〇メートル先も見えないようになった。そしてどが道なのか全くわからなくなつた。そのまま進むと岩に×がついたところに到着した。×があるということはこれをつけたのは人間だから人が歩いた後だと判断し、そのまま進行した。しかし道はない。三〇分もそのまま進む。そこでやつと×は進入禁止の印と気がついた。けれども引返そうにも道がない。ここは落ちていて霧が晴れるのを待つことにした。

二〇歳のとき知床の羅臼岳を横断しようとした時、頂上に雪渓がたくさん残つていて、道に迷い、知床半島で一晩野宿をしたことがあつた。この時は四人のパーティーで皆で励まし合つて自力で麓までたどりつくことができた。しかし今日は一人である。不安に苛まれるながらも、ただひたすら霧が晴れるのを待った。一時間待つとやつと晴れた。すると私は槍ヶ岳の頂上の反対側にいるのがわかつた。それからは正規のルートに戻り、槍ヶ岳の山頂に立つた。

## 穂高

四九歳で白馬岳、五〇歳で予定どおりに穂高に一人で登つた。これで目的を達成したわけだが、穂高に登つて登山者を見ると、私より高齢な人が多い。昔は登山は若者のスポーツだったが今の若者はこんな苦しいスポーツは好まない。そして私よりも年配の高齢者が山をめざす。私もやめることはない。翌年剣岳、翌々日は鹿島槍と登つた。

それから南アルプスに挑戦し、仙丈ヶ岳、甲斐駒ヶ岳、北岳、塩見岳を登つた。更には北海道は利尻富士、大雪山、阿寒岳。東北は岩手山、八甲田山、岩木山、早池峰山、鳥海山、月山、朝日連峰、安達太良山、尾瀬の至仏山、燧ヶ岳にも登つた。ほとんど一人である。七三歳になり、残念だが登山はもう終了である。

## 私のひと言

歩いて登ることはできなくなったのでネパールのカトマンズに行き、遊覧飛行でエベレストを見てきました。





法テラスのスタッフの皆さんと

# 法テラス

弁護士  
横光 幸雄



## はじめに

法テラスは、正式名称を日本司法支援センターと言い、資力が乏しくて弁護士や司法書士などの法律専門家に依頼することが困難な人々を援助する全国組織です。開業は平成一八年一〇月で、今年で一二年目になります。

開業にあたっては、開業日が決まっている中で場所の選定や人の手当てなど走りながらの作業が続き、場所は市民がいちばん来所しやすい小倉の魚町バス停前のビルの五階を選定し、人についてはスタッフ弁護士十三名を確保すると同時に、弁護士司法書士に法テラスとの契約をお願いし、当初の契約者は弁護士八三名、司法書士六三名でスタートしました。今では弁護士一五九名、司法書士九八名が法テラスと契約しています。

## 法律扶助事件の増加と認知度

契約弁護士らの増加に伴い法律相談の実績も当初は年間二二二七件であったのが平成二八年度は四二七五件と倍増し、法律扶助事件の件数も当初は八九六件であったのが、一三五〇件と一・六倍に増加しています。

しかし、市民の皆さんが法テラス

のことをどの程度知っているのかの認知度を調査したところ、まだ四五パーセントの人は、存在や利用の仕方を知らないとのことでした。法テラスの理念である「法の光を全ての人々に届ける」との想いを実現するには、まだまだ宣伝と実績を積み重ねていく必要がある状態です。

## 法テラスの運営に関して

私は、平成一八年の立ち上げの時期に弁護士会北九州部会長として場所の選定や人の確保などに奔走した経緯があり、その後も法テラスの役員としてその運営に関わってきました。この二二年を振り返ってみると、社会は少子高齢化が進んだだけでなく、格差と貧困が深刻化し、しかも各人の生活は孤立化の現象が顕著になっています。

法テラス設立にあたってある論者は、規制緩和政策による自由競争の中で落ちこぼれた人々のセイフティーネットの位置付けで制度設計に賛成した人もおり、ある意味で先見の明があったとも言えますが、正にこのような社会経済状況であるからこそ法テラスはネットの網の目をより小さくしてネットから抜け落ちる人がないように高齢者、障害者、子ども、女性、生活困窮者など社会的弱者へのきめ細かいサービスをしていく必要があると思います。

## 私のひと言

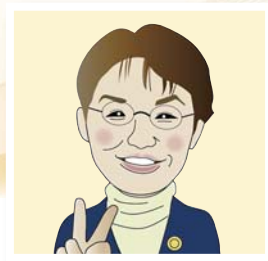
琵琶湖周航の歌は1917年に京都・第三高等学校の水上部（ボート部）小口太郎<sup>おぐち</sup>が作詞し、吉田千秋が外国のフォークソング「ひつじぐさ」に想を得て編曲したとされる。歌が誕生して100周年ということで京

大吉田構内に記念碑が立てられ、昨年11月25日に除幕式があった。私も大学4回生のときにボート部の仲間と一緒に琵琶湖周航をした。6番までである歌詞を全て暗唱している青春の思い出の歌である。



このたび私は任期を終えて法テラスの役員を退任することになりましたが、法テラスの果たすべき役割は大きいものがあり、後任の役員、スタッフの皆さんは、今まで以上に精力的に仕事をしていきます。私も今後は一人の契約弁護士としてできる限りのサポートを続けて行きたいと思っております。

# ソンタク王に立ち向かうため 3000万人署名をお願いします



弁護士 東 敦子

ソンタク王国の王様は「王様、すばらしい！」と言ってくれる人が大好き。ある日、王様は「私は憲法を変えたいんだ。備えあれば憂いなし。自衛隊を憲法に書くのだ。」と鼻の穴が膨らみます。家来たちは「さすが、王様あゝ」、怪訝な顔をする人を見つげようものなら「お前は王様が言うことに反対するんかあ？」と睨みを利かせる。

ある日、空気を読めない敦子さんは質問した。「王様、憲法に自衛隊って書いたら、どうして備えあれば憂いなしになるんですか？」王様は「近くの国からミサイルが飛んでくるかもしれないのだぞ。心配だろ？」敦子「心配な人がいるのはわかるけど、自衛隊って書くだけでミサイル飛んでこなくなるんですか？」王様「わが国に手を出したら、やばいって思うんじゃないか？」

「なんだか納得いかない敦子さん。「なんか、話がとんでからわかりにくいです。憲法に自衛隊のことを書いてたら、トランプおじさんの国と一緒に戦争しやすくなるからってこと？だから、近くの国がびびってくれるの？」王様は「まっ。そんなとこだらう。戦争って大きな声でいっちゃいかんぞ。左翼とかリベラルっていうのが騒ぐからな。」

ここまで聞いても、なんでミサイルがとんでこなくなるのかわからない。トランプおじさんなんて気まぐれな人のご機嫌を取り続けるのに接待しまくっても、いつ蹴散らされるかわからないのに。ミサイルが海に落ちたとき、「コラー、お前何してくれるんか？」みたいになつて戦争はしまつちゃう方がよっぽどやばいし。

ぶつぶつ言っていると王様がブチ切れた。「せつかく頑張ってくれる自衛隊を憲法に書かないのは申し訳ないのだ。危ないところに行くんだぞ！」これには敦子さんもブチ切れ返し。「災害のときに頑張ってくれている自衛隊にも、警察や消防、医療関係者、みんなに感謝してるよ。自衛隊だけ、憲法に書いて『もつと危ないことしてくれ』と言ってる方が無責任じゃん！だいたい、災害と戦争や武力行使は全く別物じゃないか。安全な場所において『私たちは死なないけど、あなたたちは

には感謝しているから命かけてねー』なんて言えんわい！」

家に帰って、敦子さんは考えた。確かに憲法の議論は本当にいろいろ考えると難しいし、深い。でも、9条の問題は「国のために死んでも仕方ない命がある」って考えられるかどうか。私はそういう考えにはなれない。それに物騒なこと言ったり、やろうとしたりする前にできることたくさんある。「俺とやんのか」。俺は強いぞ。みたいな言うために「平和主義はきれいごとだ」なんて言ってる9条切り捨てるのか？生きていくことや人と折り合いをつけること、国と国の関係なんてややこしくて、面倒くさいことは当たり前。武力をみせつけて、相手にソンタクさせようなんてさ。本当に傲慢。王様には負けないわ！

というわけで、3000万人の民が立ち上がります！



3000万人の旗を届けよう!

## 安倍9条改憲NO!

### 憲法を生かす

# 全国統一署名

にご協力をお願いします。

### 私のひと言

夏休み、娘は水筒を持って学校に通い続けた。担任の先生のご指導を受けながら静物画を描くために。思いがけない「九州国立博物館賞」をいただき、12月の表彰式に大宰府まで行った。暑い夏のがんばりが冬の楽しい思い出になる。コツコツ取り組むこと、その先にあるサプライズ。焦らず、前を向いてがんばる一年にします。



# 医療事故の解決に向けて



弁護士 溝口 史子

医療事故被害でお悩みではありませんか。

医療事故が起きた場合、医療機関に責任追及をするためには、ある医療行為（または医療をしなかったこと）について医療機関側に過失（落ち度）があり、そのせいで患者側に被害が生じたことを、患者側で具体的に主張する必要があります。しかし、患者側には治療経過についての資料や医学的知識が不足していることが多く、ご自分やご家族に何が起きたかすらわからず苦しまれている方もおられます。

当事務所では、医療事故に遭われた被害者（患者）側弁護士の立場で、医療事故相談を受け付けています。ご相談は面談により行い、弁護士が事故の詳細を聴き取り、事件解決に向けた手続の進め方等についてアドバイスをさせていただきます。

す。この際、カルテ（患者ご本人、場合によってはご家族も入手することができま）の写しや診断書、お薬手帳、死亡診断書等、お手元にある資料をご持参いただけますと、より詳細なアドバイスをすることができます。

もつとも、医療事故の検討には、高度な医学的知識が必要な上、カルテ等の読み込みにも時間がかかり、短時間の法律相談のみで事件を解決することは困難です。このため、法律相談後、ご希望の方については、調査事件としてご依頼をお受けします。ご依頼を受けた場合は、お預かりしたカルテ等の資料の検討のほか、医学文献や裁判例の調査、協力医からの意見聴取等を行い、ご相談の医療事故被害について医療機関に責任追及できる見込があるかどうか、責



任追及を行うことができ、見込がある場合、請求できる損害額はいくらかをご報告します。調査結果をご確認いただいた結果、医療機関に損害賠償を請求したいと希望される方については、引き続き交渉事件としてご依頼をお受けすることもできます。

医療事故事件にあっては、担当する弁護士にも経験やスキルが求められます。このため、当事務所の弁護士の多くは、患者側の立場から医療事故に携わる弁護士・学識経験者・医療関

係者等が構成する九州・山口医療問題研究会（北九州事務局・TEL 093-571-4688）に参加し、定期的に勉強会を行う等して日頃からスキルアップに努めています。  
1人で苦しまず、ぜひ相談にお越しください。

## 私のひと言

明けましておめでとうございます。近年さぼりがちだった自炊を、昨年から再開しました。



今年の目標は、「適当」に作った料理の味を安定させること（レベル低（笑））。今年もどうぞ宜しくお願いいたします。



# ヘラクレスオオカブトを飼う

弁護士 平山 博久



1 私は、小さい頃、生き物、特に昆虫が好きでした。そのため、小学生の頃は、いろいろな昆虫を飼っていましたし、小学校1年の夏休みの自由研究では蚕（かいこ）を自宅で育てる、という今考えても動機が全く思い出せないことをしていました。

また夏には、朝採ったカブトやクワガタを学校に持ち寄るなどして友達と遊んでいました。

その後、中学生頃から自然と昆虫を飼わなくなり、昆虫と触れ合う機会も減っていききました。

その結果、もともと大好きであった昆虫が、大学生のころには苦手になっていました。

僕のように年齢を重ねると昆虫が苦手になる人は少なくないと思います。

2 他方、小4長男と小1次男は、ここ最近、特に昆虫大好き！状態となっています。その結果、今年の夏には、近所で捕まえてきたバツヤやカマキリを飼つ

たりもしました。

また、ご近所からいたただいた雄と雌のカブトを飼っていたところ、その年の産卵から翌年成虫に孵化するまで飼育するという僕も初めての経験もできました。

そして、そのような昆虫系の話色々な人としていくと、今年の秋頃、偶然一度訪れた飲食店のオーナーから日本では珍しい？ヘラクレスオオカブトをいただくことができました。

ヘラクレスオオカブトといえば、角の上の方が長く、また羽が黄土色のイメージの方が多くと思いますが、羽は湿度等によって色が黒



なったり、黄土色になったりするそうです。そのことも全く知りませんでした。

スタイルもよく、顔もかわいいかぶとで、カブトムシの王様と呼ばれるにふさわしい大きさです。

ジッと眺めていると少年時代の純粹な気持ちで時間を忘れて生き物を見ている自分に気づかされます。

僕と同じく大人になって昆虫が苦手になった妻も、今回のカブトに關してはとてども気に入ってくれたようで、今は、虫かごが子供部屋からリビングに移動しています。

3 ところで、カブトは成虫となって1〜3か月で死んでしまい（これまで飼ったカブトは10月頃には死んでいました）、クワガタは長寿とよく言います。僕がこれを知ったのもここ数年のことですが昆虫界では常識のようです。他方、ヘラクレスオオ

## 私のひと言

写真撮影が趣味の一つなのですが、最近、体調が優れず、写真を撮りにいくことができていません。画像は山口県の弁天池に行った時に撮影した写真です。コバルトブルーの綺麗で透き通った水（そのまま飲んで飲むことができます）に感動しますよ。人も多くはないですから、ぜひ、行ってみてください。



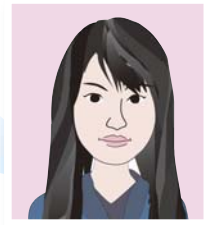
カブトは、カブトにしては長寿な方で、だいたい半年から1年くらい生きるようです。うちのカブトも12月を過ぎたこの寒い時期になってもまだまだ元気です。

いずれお別れがくることを考えると寂しい限りですが、できるだけ長く生きて、元気にえさのゼリーを食べたり、木で遊ぶ姿を見せて欲しいと思っています。



# 夢

弁護士 朝隈 朱絵



司法試験が来週に迫っている夢を見た。

期限が迫っている書面が沢山あるのに！打ち合わせも詰まっているのに！接見にも行かないといけないのに！今週末は大阪出張があるのに！！と、夢と現実が入り交じっていた。あたふたしながら、

とりあえず、大阪は熱が出たことにしてキャンセルしようと思っていると、「朝隈先生、次の相談者の方待たれますよー」と事務員さん。もう、時間が無いのに！一体何からしよう！と、私が右往左往しているとき、事務員さんが「添削の答案がたくさん届いてますよ」と、大量の書類を持って来た。何故か、予備校の模擬試験の添削のバイトまでやっている設定になっていた。もう頭の中がパニックになって何から手を付けていいか分からず、とりあえず、気持ち悪さを落着けるためにトイレに逃げて、個室に籠った。

司法試験が何回目なのか、自分でもよく分かっていなかったけど、多分、今年がラストの回だと思っただ。司法試験を目指して、大学で法律の勉強を始めてから、かれこれ10年強。今年、落ちたら、私のこの10年が・・・そんなことを考えながら、何から手をつけようかと考えても、仕事も山積みだし、何からしたらいいのか分からず、頭がパニックになって、涙が出た。

私がうなされてみると、誰かに顔を触られて目が覚めた。目を開けると、隣で寝ていた猫のくちゃん、心配そうに私を見下ろしていた。涙で顔がぐちゃぐちゃだった。最悪な目覚めだったけど、夢で良かった。

私が司法試験の夢でうなされたのは今回が初めてですが、司法試験からもう何十年も経っているのに、未だに夢でうなされるといふ弁護士の話をよく聞きます。みんな、軽度のPTSDに罹患しているのかもしれない。

夢だったおかげで、週末、無事大阪に行くことができ、人権研究交流集会に参加してきました。一番の議論は憲法改正について。

今、全国で、弁護士が中心になって「憲法カフェ」という企画を盛んに行っています。そもそも憲法とは何なのか、憲法が改正されたら私たちの生活がどう変わるのか。時事問題と絡めて、憲法についてみんなでお茶を飲みながら、ざっくばらんに語りましょうという企画です。私も憲法カフェの講師は何度かやっていますが、参加者の多くが憲法について基本的な知識を持っていないのが現実です。「じゃあクイズです！憲法は、国民の権利を制限するものである。正解だ」というと、何人も首をかしげながら自信なさげに手

をあげます。憲法についてきちんと理解して、それを改正することの意味を理解した上で国民投票が行われ、その結果、改正に至るのであれば、民主主義の帰結と言えますが、現状では、国民投票を行う基盤が出来ていない。このように、多くの国民が無知・無関心であるうちに、私たちの生活の基盤である憲法が改正されてしまうこと。これが正に懸念すべきことです。そんなことにならないために、憲法や時事問題について伝えていくことは、私たち法曹の責務だと思います。

そもそも、私が弁護士になりたいと思ったのは、弁護士という仕事は、誰の指示に従うわけでもなく、自分の考えに基づいて動いて、社会を動かすことが出来る、歴史を作ることが出来る、そういう仕事だと思っただけで、そういう仕事に対する報酬は、お金には代えられない価値のあるものだと思っただけです。でも現実には、日々書面の期限に追われたり、月々の売上げを気にしたり・・・。3年間働いて、自分が思い描いていた姿とは、かなり違う働き方をしていく気がしています。

上で紹介した「憲法カフェ」。興味のある方は是非、ご連絡下さい。カフェ、居酒屋、職場、学校、個人宅。職場仲間・友人・ママ友。参加者が数人集まれば、弁護士が出張して、憲法や時事問題について、分かりやすく解説します。一緒に語り合いたいです。

護士になったのだから、やっぱり、今、何か自分にできることをやっていかないといけない。そんな自分が憧れていた働き方が出来て初めて、トラウマになって夢を見るほどの司法試験を乗り越えた意味があるのだと思います。

今年からは、目先の事にとらわれないで、自分が今すべき事、自分の働き方を考えていきたいと思っています。

## ★憲法カフェ★

上で紹介した「憲法カフェ」。興味のある方は是非、ご連絡下さい。カフェ、居酒屋、職場、学校、個人宅。職場仲間・友人・ママ友。参加者が数人集まれば、弁護士が出張して、憲法や時事問題について、分かりやすく解説します。一緒に語り合いたいです。

## 私のひと言 今年の抱負



スポーツフードスペシャリストと栄養コンサルタントの資格を取りました。健康で理想的なボディを作るには、まずは身体の中から！きちんと栄養のバランスを考えて食べて、今年は美ボディ目指します！

一口法律相談

**質問** 「私は母と一緒に暮らしながら、私立の4年制大学に通っており20歳になるまでは離婚した父が養育費を支払ってくれていましたが、20歳になったので養育費の支払いを打ち切るといわれてしまいました。成人したら養育費はもらえないのでしょうか?」



弁護士  
田邊 匡彦

1 未成年の子への養育費

現在の家裁実務では、成人(20歳)に達する月まで養育費を支払うという調停条項を作るのが主流です。大学や専門学校に進学することが一般的になっており、高校卒業後も未成年の間は原則として「未成熟の子」として養育費を請求できるとされています。但し、未成年でも、高校卒業後、働いて自立している子は「未成熟の子」とはいえませんが、親はその子に対して養育費を支払う義務はないといえます。

2 成人に達した未成熟の子への養育費

その一方で、20歳になっても、例えば大学に行って勉学に励んでいる子は、「未成熟の子」として養育費を請求できる場合があるとされています。しかし、大学生であれば、いつでも親に対して養育費を請求できるとされているわけではありません。

3 どのような場合、成人でも養育費を請求できるのか?

平成12年12月5日の東京高裁抗告審決定によれば、考慮すべき事情と

して「(学費及び生活費につき)不足する額、不足するに至った経緯、受けることができる奨学金(給付金のみならず貸与金を含む)の種類、その金額、支給(貸与)の時期、方法等、アルバイトによる収入の有無、見込み、その金額等、奨学団体以外からその学費の貸与を受ける可能性の有無、親の資力、親の当該子の4年制大学進学に関する意向その他の当該子の学業継続に関連する諸般の事情」を挙げています。この事例では、父親が20歳になった途端に養育費の支払いを止めたことを是認した地裁決定を取消して差し戻しています。

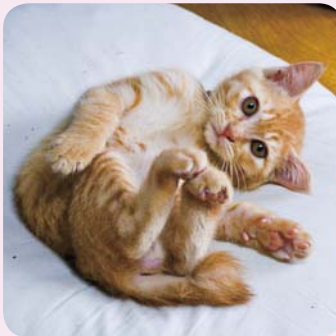
4 まとめ

未成年の間は、親は自分の身を削ってでも子どもを育てる義務(生活保持義務)があります。成人した後も同様に考えている判例もあります。が、親にそこまでは要求できない(生活扶助義務)との考え方が多いように思われます。しかし、具体的に判例を見れば、大学に在学していれば、親の資力、収入、社会的地位等の扶養可能状態との相関で親に学費及び

生活費を負担させる傾向が強いとは言えるでしょう。

私のひと言

8年後の君は幸せか? 現実にはなかなか理想どおりにはいかないが、少しでも幸せでいられるようにしたいと思っている。



法律相談(初回30分)を無料にしました。

〈営業時間〉

月曜日 午前9時00分～午後8時00分まで  
火曜日～金曜日 午前9時00分～午後6時00分まで  
土曜日 午前9時30分～午前11時30分まで  
(土曜日は、金曜17時まで予約のみ)  
日曜・祝日はお休みです

＝相談予約受付時間＝

平日(土・日・祝日を除く) 午前9時から午後5時までにお電話下さい。

TEL 093-642-2868

相談は事前予約をおねがいします



お知らせ

新年は、1月9日(火)より業務をはじめます。